

仕様書

1 品名

○○選挙のお知らせ(点字版)

2 数量

約 100 部

3 納入期限

発注から 7 営業日前後

4 納入場所

大阪市内 1箇所(大阪市○区内)

5 様式

別紙のとおり

6 紙質

上質紙(90kg)

7 規格

標準もしくは長尺(191 mm×258~270 mm)又はA4 サイズ

※上記規格については、参考規格のためこれによりがたい場合については、見積時に本市に申し出た上で、承認を得ること。

8 校正

印刷開始前には、必ず本市職員の校正を受け、校了した後に刷り出すこと。

9 その他

- (1) ○○選挙のお知らせ(点字版)は、視覚に障がいのある方の選挙権行使上大切な情報であり、印刷に当たっては、特に注意すること。
- (2) 印刷方法及び校正については、別途、机上説明を行う。
- (3) 納入日時をあらかじめ本市と調整すること。
- (4) 納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (5) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (6) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (7) 納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。
- (8) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (9) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (10) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先: 06-6208-8571)に報告しなければならない。

別紙

〇〇選挙のお知らせ

投票日：令和〇年〇月〇日（〇）

大阪市選挙管理委員会

〇〇選挙のお知らせ

標記選挙の執行にあたり、障がいのある方々の参考にしていただきたく、選挙日程や障がいのある方々のための制度等をとりまとめました。内容をご覧の上、ぜひ投票にご参加いただきたくお知らせします。

1. 選挙の日程

投票日

〇月〇日(〇)

投票時間

午前7時から午後8時まで

期日前投票及び不在者投票期間

〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)午前8時30分から午後8時まで

〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)午前8時30分から午後9時まで

※ただし、平野区のコミュニティプラザ平野(平野区民センター)では午前9時30分から午後5時30分までとなります。また、滞在地の市区町村で選挙が行われていない場合はその執務時間のみとなります。

公示日(告示日)

〇月〇日(〇)

2. 投票の記載内容

投票用紙には、1人の候補者氏名を記載します。

※点字投票用紙には、左肩に点字で選挙名を表示していますので、投票用紙を受け取った時には、必ず、御自身で確認してください。

3. 期日前投票及び不在者投票について

投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方は、名簿登録地の区選挙管理委員会(各区役所内)で期日前投票ができます。(また、東淀川区では出張所、住之江区では南港ポートタウンサービスコーナー、平野区では平野区北部サービスセンター・コミュニティプラザ平野(平野区民センター)でもできます。)

なお、期日前投票所で投票される場合には、「期日前投票宣誓書」の用紙に、お名前、住所、生年月日や投票日に投票所で投票できない理由をいくつかの中から選んで書いていただくこととなりますので、期日前投票所の職員に、これらの必要事項をお伝えください。

名簿登録地の区以外に滞在されている方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できますが、この場合には、あらかじめ、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会から投票用紙を入手しておく必要がありますので、ご注意ください。

不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所されている方はその施設でそれぞれ不在者投票ができますので、その病院等の事務等をされている方へ投票する意思がある旨お申し出ください。なお、この際、点字で投票される方は、点字投票用紙を請求してもらうようお伝えください。

4. 障がいのある方々のための制度等

点字投票

- ・視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。
- ・点字で投票を希望される場合は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出てください。

代理投票

- ・投票当日、病気やけがなどで字が書けない方は、代わりの者が投票を記載する代理投票の制度があります。
- ・代理投票をしたいことを投票管理者に申し出ていただくと、二人の補助者が指定され、そのうち一人が選挙人の指示する内容を記載し、残りの一人がその立会いを行うこととなります。もちろん、投票の秘密は厳守されます。

郵便等による不在者投票

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を所持し、かつ次のような障がいのある方又は要介護状態である方は自宅等で投票ができる郵便等による不在者投票の制度があります。

- (1) 身体障害者手帳を所持しており、手帳に以下の記載がされている方
 - ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
 - ・免疫又は肝臓の障がいの程度が、1級から3級
- (2) 戦傷病者手帳を所持しており、手帳に以下の記載がされている方
 - ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症
- (3) 介護保険の被保険者証に、要介護状態区分が要介護5と記載されている方
- (4) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が前記
 - (1) または(2)の障がいの程度に該当することを、大阪市長(戦傷病者については、大阪府知事)が証明した方
 - ・郵便等による不在者投票を利用するためには、郵便等投票証明書が必要となりますので、詳しくはお住まいの区選挙管理委員会(各区役所内)へご相談ください。

郵便等による不在者投票の代理記載制度

- ・前記郵便等による不在者投票ができる選挙人のうち、次の方は代理記載による投票の制度があります。
- (1) 身体障害者手帳を所持しており、手帳に次の記載がされている方
 - ・上肢又は視覚の障がいの程度が1級
 - (2) 戦傷病者手帳を所持しており、手帳に次の記載がされている方
 - ・上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症
 - (3) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が前記
 - (1) 又は(2)の障がいの程度に該当することを大阪市長(戦傷病者については、大阪府知事)が証明した方

- ・郵便等による不在者投票の代理記載制度を行うためには、郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続き及び代理記載人となるべき者の届出手続きが必要となりますので、詳しくはお住まいの区選挙管理委員会(各区役所内)へご相談ください。

その他、投票所の設備等

- ・投票所には、付添いや介助の方と一緒に入ることができます。
- ・多くの投票所では、車椅子の方が投票しやすいよう車椅子用の記載台やスロープを備え付けていますが、スロープがない場合でも係員が介助いたしますので、気軽に申し出てください。
- ・点字器や点字の候補者氏名等の名簿も備え付けてありますので、必要な場合は投票所の係員に申し出てください。
- ・手話通訳が必要な方は、ハガキまたはファックスに住所・氏名・電話番号を書いて区選挙管理委員会に事前に申し出ていただいたら、投票所に手話通訳者を派遣します。

5. 候補者等情報の入手方法

視覚に障がいのある方に、候補者等の情報を伝えするため「選挙のお知らせ」を点字版と音訳版で作成し、無料で配布しています。

- ・内容

候補者の氏名及び選挙公報の内容全文など

- ・申込方法

点字版か音訳版かのどちらか一方を選択の上、大阪市選挙管理委員会又は各区選挙管理委員会までお申込みください。なお、以前申込を済ませた人は、他の選挙でも継続して送付いたしますので、再度申込みをする必要はございません。

<問い合わせ先>

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

Tel. (06)6208-8514

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

- ア 天然ガス自動車
- イ 電気自動車
- ウ ハイブリッド自動車
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPGガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPGガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課にて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならぬ。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならぬ。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。